

意見陳述書

2014年2月10日

東京高等裁判所 第11民事部御中

控訴人 角田 凡夫

国土交通省の八ッ場ダム建設事業は本体工に着手されようとしています、実行されれば将来、取り返しのつかない事態になると予想されています。この事業で問われているのは「理」だと考えます。八ッ場ダム建設の主たる目的は利根川水系の氾濫を防ぎ(洪水調節・治水)、水道用水を確保する(利水)ことにあります。原告と弁護団はこれまでの審理を通じて、治水は実際にはあり得ない過大な流量予測に基づいていること、利水では首都圏の消費水量が年々減っており、今後人口も減る見通しであるのに一方的に増える予測になっていることなど、現実とはかけ離れた予測に基づいて事業計画がつくられ進められていることを明らかにしてきました。しかも、八ッ場ダムの効果は国土交通省の予測によってもわずかなものであること、また、治水はダムに依るのではなく河川改修、防水堤の強化をするなど多面的な事業を進めることで効果があり、最も有効であることも論証しました。世界的にも治水、利水はダムによらず、既存のダムを壊して自然を回復する方向に進んでいます。特に、最近では局所集中豪雨が多く発生し、ダムは放流しなければならず却って危険な結果をもたらしています。昭和37年8月26日、神奈川県相模原市周辺の豪雨で相模川上流の相模ダム、道志ダムが緊急放流され、急な増水によって下流で釣りなどしていた人たちが流されて3人が死亡、5人が不明のままという事故が発生しました。その後も全国各地で集中豪雨が発生し、ダムは緊急放流をせざるを得ない事態が起こっています。

八ッ場ダムの周辺、現場の地質は脆弱であり、湛水によって大規模な土砂崩れ、崩壊も予想されることも指摘してきました。前の第二回法廷での坂巻幸雄証人の証言でも八ッ場ダムの危険性が明確に示されました。証言では、国土交通省が行う土砂流出防止工事が現地の調査、検証によるのではなく机上のマニュアルによって行われ、補強工事が予定されていてもなかなか着手できない状態にあることが明らかにされました。これでは、いつになってもダム工事ができない、あるいはそのままダム建設が進められれば欠陥工事であり将来、災害をもたらす危険が高いことは明らかです。現地の環境が大きく破壊、変形され、幾時代にわたる先住者たちの住居遺跡、名勝・吾妻溪谷の一部、天然記念物「岩脈」など貴重な文化財も水没してしまうことも訴えてきました。

ダムは数十年、百年を超えるスパンで計画されますが、八ッ場ダムは上流からの強酸性水を中和しなければならないという特異な前提条件があります。そのための中和事業は既に堆砂物の処理に行き詰まっており、今後半永久的に続けることは至難のことと考えざるを得ません。

八ッ場ダム建設は計画から、実施まで「理」の通らない事業です。行政の事業を担当する人は3年前後で交代し、前に決まっている事を自分の担当時に変えることができない事情にあり、八ッ場ダム事業は無理に無理を重ねて続け、進められているのです。第一審の判断は「原告の主張はその通りであるが、行政が過大な予測によって対応することも認められる」という趣旨だと理解していますが、これでは事業が行政の自由裁量に任せられ判断基準がいくらかでも拡大してしまうことになりかねません。このような事が認められるならば危険この上なく、国家の大きな損失になります。

「理」のないことがまかり通るならば、世の中は闇になってしまいます。「闇」に光を通すのは科学の力です。科学は事象を分析し問題点を明らかにして、総合的な観点から判断をすることにあります。そこに情実が入っては判断を曇らせることになります。刑事の法廷では科学技術のDNA鑑定によって冤罪が晴らされた事例もあります。行政訴訟においても科学的な分析によって事の理非が解明され、「理」の通る判断がなされると考えます。そのことが世の中に光をもたらすことになります。「無理が通れば道理引っ込む」「義理が廃ればこの世は闇だ」などという言葉が日本には古くからあり、日本人はこうした言葉を世の中の真実の一端を語るものとして大事にしてきました。ここにあるのは「理」です。この八ッ場ダム建設問題ではまさにこの「理」が問われています。明るい世の中にするために、英知と大局観に基づくご判断を頂けることを信じています。

以上